

令和3年度第3回情報公開・個人情報保護審査会 議事録

日時：令和3年10月22日（金）
18時30分～20時30分
場所：市役所9階 第2委員会室

出席委員：竹田会長、多田副会長、伴辺委員、中村委員、高田委員
事務局：武藤課長、村上課長補佐、大山主査、高野主事、佐藤主事
議題2関係職員：山本総務部長、下濱生活支援第1課長、齋藤こども相談課長
傍聴人：1名

事務局： それでは、会議に先立ちまして、少し御紹介が遅れてしまいましたけれども、4月の人事異動により法務文書課に新たに配属された高野主事より一言御挨拶申し上げます。

【高野主事から挨拶】

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第3回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。なお、本日は新型コロナウイルス対策に十分留意して開催させていただいております。委員の皆様におかれましては、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします。また、会議の途中体調不良を感じられた方につきましては、速やかに事務局の方に御連絡いただきますようお願いいたします。まずはじめに、総務部山本部長よりご挨拶を申し上げます。

山本部長： あらためまして、総務部長の山本でございます。本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。審査会の開催に当たりまして、私の方から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。昨年の11月に起きました、北光町の死体遺棄事件につきましては、新聞報道でも大々的に報じられまして、議会の場においても長く議論が続けられてきた経緯があり、その内容については皆様も御承知のことかと思えます。当市としては、尊い子どもの命が失われることは二度とあってはならないと、市一丸となって組織間で連携して対応できる組織づくりと、それを担う人材育成を図るため、組織間連携内部検証委員会を立ち上げまして、内部検証を実施してきたところでございます。また、この事件は情報公開制度の在り方についても一石を投じるものとなりました。情報公開とは何なのか、どこまで開示することができるのか、議会やマスコミを通じて議論が繰り返され、その判断や対応には苦慮を重ねてきたところでございます。本日の会議におきまして、北光町幼児死体遺棄事件を題材とするものの、そのケースに限って議論していただくのではなく、本市において今後の情報公開・個人情報保護制度の適切な運用に活かすための御意見も広く賜りたいと考えてございます。具体的には、個人情報とは何か、そして、不開示情報に優越する公益性とは何か、の2点について、それぞれの御立場から、多面的に忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれが専門の分野でご活躍をされていますので、本日のこの会議が、この町の市民が安心でき、かつ納得できるような情報公開・個人情報保護制度の在り方、運用につなげる有意義な場となることを強く祈念いたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いたします。

事務局： 本日は、議題2番の「情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する事項について」の関係部署である福祉部生活支援室下濱生活支援第1課長と、健康子ども部齋藤子ども相談課長にも御出席いただいております。それでは、御挨拶申し上げます。

【下濱課長、齋藤課長から挨拶】

事務局： それでは、竹田会長に以後の議事をお願いしたいと思います。なお、本日は資料を全て回収させていただき予定となっておりますので、どうぞ、会議終了後自席に必ず置いてお帰りになっていただくことを御了承いただきたいと思います。竹田会長、よろしくをお願いいたします。

竹田会長： では、お手元に配布している会議次第にしたがって、進めていきたいと思っております。まず、議題1「令和2年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」です。こちらについては、事務局から、説明をお願いします。

事務局： 議題1について説明させていただきます。「令和2年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」ですが、苫小牧市情報公開条例第23条第2項及び苫小牧市個人情報保護条例第49条の規定により、毎年その報告を取りまとめ、公表することとしております。まず、情報公開条例の運用状況につきましては、開示請求件数が46件であり、前年度比7件の増でした。請求に対する決定の内訳ですが、全部開示が18件、一部開示が25件、不存在が1件、拒否が2件でした。一部開示決定につきましては、個人に関する情報、法人等に関する情報が含まれていたので一部開示とされました。不存在につきましては、教育部総務企画課に対する学校職員の職員人事記録簿の請求でした。請求のあった時点では存在しない文書であったため、不開示扱いとなっております。拒否につきましては、子ども支援課及び生活支援室に対する本市での死体遺棄事件に関する文書の請求でしたが、請求のあった時点においては、公文書の存在を回答するだけで、通常他人に知られたいと認められる情報を開示することになるため存否応答拒否とされました。この件につきましては、関連する議題2において御説明しますので、割愛いたします。なお、情報公開条例において不服申立てはありませんでした。

次に、個人情報保護条例の運用状況につきましては、開示請求が26件であり、前年度比7件の増でした。請求の決定に対する内訳では、全部開示が24件、一部開示が2件です。一部開示決定につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報等が含まれており、一部開示とされました。なお、個人情報保護条例において不服申立てはありませんでした。私からの説明は、以上です。

竹田会長： ありがとうございます。今の事務局の説明について、何か質問のある方、いらっしゃいますか。特にございませんか。なければ、議題1は終了したいと思います。それでは、次に、「議題2 情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する事項について」、これについても事務局から、説明をお願いします。

事務局： 昨年11月に判明した本市での死体遺棄事件に関する文書に関し、令和3年4月5日付けで行った公文書一部開示決定に対して提起された審査請求につきましては、委員各位に説明した上で、本審査会に諮問を予定していたところですが、同年7月29日付で当初の一部開示決定が撤回され、争点であった部分について開示された

ことにより、却下されました。実施機関は、この撤回の理由として、審査請求人への通知において、「個人に関する情報に関し、同年7月14日に一部を開示することについて当該個人が同意したため」と説明しています。

その一方で、本事件に関しては、当事者の生活状況について市に通報あるいは情報提供をしていた方の発言が当初から報道されており、市の対応に関して公表を求める声が存在しました。特に、当該通報等の有無は個人に関する情報と言えるのかという点や、仮に不開示情報であっても、人命が失われた本事件に関しては開示すべき公益性が存在するのではないかという点については、市議会においても質疑が行われていたところでした。

本議題は、このような事情を踏まえ、苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項に基づき、「特定の個人に関する通報等の有無その他市の対応に係る情報の個人情報該当性」及び「不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由」について、本事件を題材としつつ、今後発生し得る同種の事例への対応、本市の情報公開・個人情報保護制度の運用等に関し、審査会の意見を伺うものです。

竹田会長： ありがとうございます。今、事務局から説明があったとおり、この議題2の審議に当たっては、審査請求の対象にもなった、本市における死体遺棄事件が題材となるものです。したがって、審査会条例において非公開と規定されている審査請求の調査審議手続の性質を少なからず帯びており、審議の過程においては、事件当事者に関する繊細な情報について意見を取り交わす場面が生じ得ると思います。また、そのような一定の注目を集めた具体的事件に関しては、様々な考えを持つ方が多く存在する一方で、委員の皆様には、率直で忌憚のない意見を交わしていただく必要もごさいます。そこで、この議題2に関する審議は非公開として、後日、ここでの意見を不開示情報に配慮して集約したものを公表する、ということを考えていますが、そのような形でよろしいでしょうか。

【委員了承】

竹田会長： いま皆様から了承いただきましたので、ここからの議事は非公開といたします。

【議題2について審議】

竹田会長： それでは、議題2の審議を終了したいと思います。議題2が終わったので、もし傍聴を希望する方がいれば入っていただいても構いませんが、よろしいですか。

以上で、本日本日予定していた議題は全て終了しました。事務局から何かありますか。

事務局： はい。本日は遅くまで、大変お疲れ様でございました。また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、事前に配布した資料を御確認いただいた上で御参集賜り、また数多くの貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。頂いた御意見の内容につきましては、情報公開・個人情報保護に関する手引の改訂や研修等を通じて、全職員に対して周知し、今後の本市における情報公開・個人情報保護制度の発展に役立ててまいります。委員の皆様には、あらためて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、先ほども説明いたしましたけれども、本日本日配布した資料も含めまして、すべての資料を回収させていただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

竹田会長： 本日はお疲れ様でした。私からも一言。前回の審査会でも触れたのですが、今回題材に用いた事件、一定の社会の注目を集めた事件ですが、この審査会条例の6条で「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。」と規定されてまして、違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と規定されています。皆様この場で知ったことは漏らさないように、守秘義務の徹底をお願いしたいと思います。では、令和3年度第3回の情報公開・個人情報保護審査会を終了したいと思います。皆様、今日は大変お疲れ様でした。